22町監第48号の3 2022年8月18日

町田市長 石 阪 丈 一 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 佐藤和彦

同 白川哲也

令和3年度(2021年度)町田市各公営企業会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づいて審査に付された令和3年度(2021年度)町田市各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出する。

令和3年度(2021年度)町田市各公営企業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査なお、本審査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 審査の期間

自 2022年7月 8日 至 2022年7月27日

3 審査の対象

令和3年度(2021年度)町田市病院事業会計資金不足比率令和3年度(2021年度)町田市下水道事業会計資金不足比率

4 審査の着眼点及び実施内容

この各公営企業会計資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、各会計の資金不足比率を適正に表示していると認められた。

記

(単位 %)

資金不足比率	令和3年度(2021年度)	経営健全化基準
町田市病院事業会計資金 不足 比 率		20.0
町田市下水道事業会計資 金 不 足 比 率		20.0

(注)上記表中の「一」は、各公営企業会計とも資金不足額がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、各公営企業会計の資金不足比率がマイナス比率(資金剰余)となるためである。

第3 各比率の概要

○ 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足額の割合である。 対象の2会計とも資金の不足額はないので、表示上は資金の剰余額を示す△を付けてい る。

(1) 病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

資金不足比率 =
$$\frac{\triangle 4$$
, 421, 083 (千円) = $\triangle 38$. 3 (%) 11, 533, 038 (千円)

※事業の規模は、営業収益(医業収益)の額である。

(2) 下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

資金不足比率 =
$$\frac{\triangle 1$$
, 390, 898 (千円) = $\triangle 24$. 5 (%) 5, 674, 205 (千円)

※事業の規模は、営業収益の額である。

各会計の資金不足比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 %)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	∧ 4. → 4. ☆	A 1-0 左 左	A T 0 仁 庄
資金不足比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
町田市病院事業会計 資金 不足 比 率	— (△16.0)	— (△27.1)	— (△38.3)
町田市下水道事業会計 資 金 不 足 比 率	— (△9.1)	— (△18.0)	— (△24.5)

(注)上記表中の「-」は資金不足額がないことを表している。なお、()内に参考として計算上の数値を表示した。